

令和4年 第1回定例会

筑西広域市町村圏事務組合議会会議録

令和4年2月17日

筑西広域市町村圏事務組合

令和4年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会会議録目次

第 1 日 (2月17日)

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者	2
職務のため出席した者	2
開 会	3
開 議	3
会議録署名議員の指名	3
諸般の報告	3
管理者提出議案の報告	3
議会運営委員会委員長の報告	4
会期の決定	5
管理者の招集挨拶	5
一般質問	7
1. 大里 克友君	7
2. 稲川 新二君	10
報告第1号の上程、説明、質疑、採決	15
議案第1号の上程、説明、質疑、採決	16
議案第2号、議案第3号の上程、説明、質疑、採決	18
議案第4号の上程、説明、質疑、採決	23
議案外報告 令和2年度筑西広域市町村圏事務組合継続費精算報告書(一般会計)	27
閉会中の継続審査の申し出について	28
閉 会	28

令和4年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会議事日程

令和4年2月17日（木）午後2時開会

筑西市議会議事堂

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 報告第 1 号 処分事件報告について
- 日程第 4 議案第 1 号 令和3年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第3号）
- 日程第 5 議案第 2 号 筑西広域市町村圏事務組合廃棄物処理手数料徴収等条例の一部改正について
- 議案第 3 号 筑西広域市町村圏事務組合職員定数条例の一部改正について
（2案一括上程）
- 日程第 6 議案第 4 号 令和4年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計予算
- 日程第 7 議案外報告 令和2年度筑西広域市町村圏事務組合継続費精算報告書
（一般会計）
- 日程第 8 閉会中の継続審査の申し出について

出席議員（19名）

1番	大山和則君	2番	仁平実君
3番	石嶋巖君	4番	小倉ひと美君
5番	保坂直樹君	6番	稲川新二君
7番	大里克友君	8番	佐藤仁君
9番	風野和視君	10番	潮田新正君
11番	林悦子君	12番	増渕慎治君
13番	仁平正巳君	14番	尾木恵子君
15番	堀江健一君	17番	赤城正徳君
18番	安藤泰正君	19番	立川博敏君
20番	大木作次君		

欠席議員（1名）

16番	箱守茂樹君
-----	-------

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者

管理者	須藤茂君	副管理者	小林栄君
副管理者	大塚秀喜君	常任幹事	鶴見俊之君
常任幹事	山口信幸君	常任幹事	田口瑞男君
会計管理者	菊池勇君	事務局長	築田貴司君
事務局参事兼 総務課長	須藤正明君	事務局 企画財政課長	広瀬浩孝君
筑西遊湯館長	岡崎瑞穂君	参事兼 県西総合公園 管理事務所長	中山道康君
環境センター 所長	杉山修君	環境センター 基幹改良等 推進室長	田上研君
きぬ聖苑場長	豊口勝昭君	消防本部長	内田昭彦君
消防本部長 消防次長	市村正明君	筑西市 市長公室 秘書課長	飯山正幸君

職務のため出席した者

事務局総務課 総務グループ 係長	田口俊幸君	事務局総務課 総務グループ 係長	蓮沼香織君
事務局総務課 総務グループ 主任	石井清江君		

◎開会の宣告

○議長（増淵慎治君） これより令和4年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会を開会いたします。

（午後 2時00分）

◎開議の宣告

○議長（増淵慎治君） ただいまの出席議員は19名であります。よって、会議は成立しております。
なお、欠席通知のあった者は、16番、箱守茂樹君1名であります。
これより本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（増淵慎治君） 初めに、会議録署名者を会議規則第73条の規定により、7番、大里克友君、11番、林悦子君両君を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（増淵慎治君） 地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び事務局職員の出席者は、お手元に配付した文書のとおりであります。

◎管理者提出議案の報告

○議長（増淵慎治君） 次に、本定例会に提出する議案につきましては、さきに管理者より送付されております。

〔管理者配付文書〕

筑広組発第206号

令和4年2月17日

組合議会議長 増淵慎治 様

筑西広域市町村圏事務組合管理者 須藤 茂

令和4年第1回組合議会定例会提出議案等の送付について

令和4年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会に、別記議案等を提出するため、別添のとおり送付いたします。

別 記

管理者提出議案等目録

（令和4年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会）

報告第1号 処分事件報告について

議案第1号 令和3年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第3号）
議案第2号 筑西広域市町村圏事務組合廃棄物処理手数料徴収等条例の一部改正について
議案第3号 筑西広域市町村圏事務組合職員定数条例の一部改正について
議案第4号 令和4年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計予算
議案外報告 令和2年度筑西広域市町村圏事務組合継続費精算報告書（一般会計）

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（増淵慎治君） 次に、本定例会の会期及び日程につきましては、去る2月15日に行われました議会運営委員会で審議されておりますので、直ちに委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長、堀江健一君。

〔議会運営委員会委員長 堀江健一君登壇〕

○議会運営委員会委員長（堀江健一君） それでは、ご報告申し上げます。令和4年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会につきまして、去る2月15日、議長出席の下、議会運営委員会を開催いたしました結果についてご報告申し上げます。

まず、議事日程における日程第1は、会期の決定についてであります。本日1日と決定いたしております。

日程第2は、一般質問であります。

日程第3は、報告第1号 処分事件報告についてであります。

日程第4は、議案第1号 令和3年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第3号）であります。

日程第5は、議案第2号 筑西広域市町村圏事務組合廃棄物処理手数料徴収等条例の一部改正について及び議案第3号 筑西広域市町村圏事務組合職員定数条例の一部改正についての2案を一括上程するものであります。

日程第6は、議案第4号 令和4年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計予算であります。

次に、日程第7は、議案外報告 令和2年度筑西広域市町村圏事務組合継続費精算報告書（一般会計）についてであります。

日程第8は、閉会中の継続審査の申し出についてであります。

なお、本定例会も新型コロナウイルス感染症対策として、一般質問及び議案質疑については、1人当たりの持ち時間を30分にする事となりました。

以上、議会運営委員会において決定いたしましたので、議事の進行につきましては、皆様方の特段のご協力をお願いいたしまして、報告に代えさせていただきます。以上。

○議長（増淵慎治君） 以上で報告を終わります。

◎会期の決定

○議長（増淵慎治君） これより議事日程に入ります。

日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会委員長の報告のとおり本日1日としたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（増淵慎治君） 異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたしました。

◎管理者の招集挨拶

○議長（増淵慎治君） この際、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

須藤管理者。

〔管理者 須藤 茂君登壇〕

○管理者（須藤 茂君） 令和4年第1回筑西広域市町村圏事務組合の定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

初めに、議員の皆様におかれましては、ご多用のところ本定例会にご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、新型コロナにつきましましては、年明け以降、感染力の強いオミクロン株を主とする第6波感染拡大により、連日新規感染者数が過去最多を記録するなど、依然予断を許さない状況にあります。このような中で廃棄物の処理や火葬などの重要なインフラを管理運営している当組合は、圏域住民の安定的な生活を確保するため、途切れることなく事業を継続していかなければなりません。さらなる感染防止対策に全力で取り組んでまいり所存でありますので、引き続きご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、組合の事務事業について報告申し上げます。

まず、筑西遊湯館の利用状況でございますが、令和3年12月末現在の利用者総数は8万6,960人で、前年度同期と比較すると8,379人、8.8%の減少となっております。これは、新型コロナの感染拡大時期であった昨年4月末から5月中旬までと8月の上旬から9月末までの期間、合わせて71日間を臨時休館としたことが影響したものと認識しております。緊急事態宣言解除後の10月からは感染予防対策等を徹底した上で営業を再開しておりますが、コロナ禍以前と比べますと約75%の利用率となっております。今後につきましても、これまでの経験等を踏まえ、利用者の皆様に安心してご利用いただくため、適切な施設運営に努めてまいります。

次に、県西総合公園の令和3年12月末現在の来園者総数は22万2,000人で、前年度の18万6,854人に対し約19%の増加となっております。これは、コロナ禍にあつて運動不足や自粛疲れによるストレスなどを解消するため、広々と自然豊かな公園を有効に活用していただけたことによるものと考え

えております。

また、公園の主要事業である植栽管理につきましては順調かつ良好な状態であり、現在施工中である茨城県事業のテニスコート人工芝張替工事につきましても、3月上旬の利用再開に向けて十分な周知、広報を行い、誘客促進に努めてまいります。今後も来園者が安心、安全にご利用いただけるよう、適切かつ計画的な施設修繕及び管理運営を図ってまいります。

次に、環境センターでございますが、まずし尿及びごみの処理につきましては、引き続き圏域住民の日常生活に支障が出ることがないように努めてまいります。なお、廃棄物処理につきましては、ごみ処理施設の長寿命化と二酸化炭素排出量の削減を図るため、昨年7月から基幹的設備改良工事に着手しており、引き続き工程管理に十分留意して、ごみ処理に影響を及ぼさないよう万全の体制で工事を進めてまいります。

次に、きぬ聖苑の火葬件数でございますが、令和3年12月までの火葬件数は1,954件で、前年度同期より11%増加しております。火葬件数が増える冬季につきましては、1日当たり15件の火葬受入れ態勢を確保し、待機日数の長期化抑制に取り組んでおります。

斎場使用件数は、新型コロナウイルス感染防止のため、葬儀規模の縮小化、簡略化が図られる傾向にあり、前年度同期より18.1%減となる230件となっております。また、施設管理につきましては、今年度は大型空調機の改修工事を行い、次年度はトイレ等の改修工事や電気設備関係の更新工事を実施する予定でございます。

次に、消防関係でございますが、火災、救急等の出場状況につきましては、令和3年12月末現在、管内の火災件数は41件、前年同期比で18件の減であり、そのうち建物火災は20件と、こちらも11件の減となっております。また、救急出場件数は6,391件で、前年同期より570件増加し、そのうち新型コロナウイルスに関連する出場件数は665件となっております。

なお、昨年10月1日から試行運用している「ライブ119」は円滑な現場活動に寄与しており、今後さらなる利用促進に取り組んでまいります。

消防車両購入事業では、結城消防署配備の消防化学自動車を更新し、昨年12月から運用を開始いたしました。この車両は、一般火災のみならず、危険物火災や車両火災などに幅広く効率的な対応が可能であり、消防本部の警防体制の強化に貢献しております。

火災予防につきましては、引き続き圏域住民のより安全で安心な暮らしの実現に向け、予防体制の充実強化に努めてまいります。

桜川消防署庁舎建設事業につきましては、基本設計を終え、実施設計が間もなく完成する見込みであります。今後は随時設計業務の照査を行い、次年度着工の本体工事が円滑に進行できるよう、関係機関と連携を強化し取り組んでまいります。

最後に、今定例会の提出案件について申し上げます。処分事件報告が1件、補正予算議案が1件、条例議案が2件、令和4年度予算議案が1件、議案外報告が1件でございます。

令和4年度予算につきましては、コロナ禍の影響もあって、構成市の財政状況が厳しいことを踏まえ、組合事務局及び組合幹事会において慎重に協議を重ねた上で上程したものであります。議案等の内容及び提案理由など詳細につきましては各担当が説明いたしますので、十分にご審議をいただき、ご賛成賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

◎一般質問

○議長（増淵慎治君） 次に、日程第2、一般質問であります。

この際、申し上げます。議事の都合により、一般質問についての各議員の発言は、答弁を含め30分以内、質問回数は、一問一答方式を選択した場合は無制限、総括方式を選択した場合は3回以内いたします。

質問は、初めに登壇していただき、答弁の間、また再質問は質問席にてお願いいたします。

また、議案質疑については総括方式のみとし、発言は3回まで、答弁を含め30分以内いたします。

それでは、通告に従い発言を許します。

7番、大里克友君。

〔7番 大里克友君登壇〕

○7番（大里克友君） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一括方式で質問のほうをさせていただきます。

消防事業について、結城消防署の移転についてお伺いをします。現在は桜川消防署の移転新築、そして大和分署の統合ということで工事のほう進められておりますけれども、広域全体、さらには桜川市の防災力の強化のためにも、川島分署同様にすばらしい庁舎に出来上がることを願っているところでもあります。私が今回質問する結城消防署のほうなのですが、結城消防署のほうは昭和60年に建設をされまして、耐用年数のほうが45年に設定がされておりますので令和13年、あと10年後になりますと建設の時期を迎えてくるということになります。

そして、今、結城市のほうであります。北部に結城消防署があり、そして南の地区は南出張所がありまして、そちらのほうは今、昭和50年に建設をされましたので、耐用年数を過ぎてくるということが言えるわけでありまして。さらに、南出張所のほうは3名の職員の方が常に在住をして、消防、救急の業務を行っておりますけれども、火災があれば救急のほうが出動できない、さらには救急があれば火災ができないということもありまして、非常に南のほうが手薄になってしまうというのが今の現状であります。

そういったことを考えまして、12月の結城市の会派の代表質問がありまして、結城消防署の移転ということで質問をさせていただいたのですが、次期10か年計画のほうに策定のほうが位置づけなければなかなかそういったことが難しいという答弁がありましたので、今回質問に至ったわけであ

りますけれども、まず最初にお聞きをするのが、この10か年計画、これはどのような形で、いつ頃策定がされるのか、消防長のほうにお伺いをしたいと思います。

○議長（増淵慎治君） 大里克友君の1回目の質問に答弁を願います。

内田消防長。

○消防本部消防長（内田昭彦君） 大里議員のご質問に答弁させていただきます。

消防本部、現在は第2次総合整備10か年計画前期計画というものを策定しているわけですが、これは令和2年4月に策定しております。消防本部の事業としております。つまり、前期計画ですので、これは令和2年度から令和6年度までの計画、その後はローリングをし見直すという形になっております。その中で庁舎整備に関する記載に関しましては、川島出張所の分署化、それと桜川消防署の移転新築に伴う大和分署の統合、それと将来に向けた署所の適正配置の推進ということで決めさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（増淵慎治君） 大里克友君。

○7番（大里克友君） ありがとうございます。次期10か年計画のそのできる時期というのをちょっとお聞きしたかったのですが、現在の10か年計画であると結城消防署のほうは書かれていないので、今後どういうふうになるかということがお聞きしたかったのですが、現在明野、関城、協和、真壁、そういったところも耐用年数が超えてくる、そして今回の予算のほうも環境センターのほう物がすごく予算がかかるということで、公共マネジメントという部分では非常に大変なことだと思っております。

そのような中で、結城の場合でありますと、南の統合、結城のまちのほうに1つの消防署にしたほうが効率がよく、人員の配置、そういったこともできるのではないのかなと思ひまして、あと10年後というと実際すぐのことでありますので、そういったことをお聞きしたかったのですが、これ最後の質問になってしまうのですが、管理者のほうに結城消防署の移転について今後どういうふうを考えているのか、さらには次期の10か年計画にそういったことが位置づけられるのかということで、最後にお伺いしたいと思います。

○議長（増淵慎治君） 大里克友君の2回目の質問に答弁願います。

須藤管理者。

○管理者（須藤 茂君） 大里議員さんの質問にお答えしたいと思います。

この移転というものは、今、結城消防署がありましたけれども、今、昭和に例えれば97年でございます、昭和60年とおっしゃいましたけれども、37年経過しているわけで、45年となりますと8年から10年、おっしゃるとおりでございます。この移転というものは、消防において消防力を大きく左右する重要なことでございます。全体的なことを言いますと、川島ができて、桜川ができて、次結城ではないかと、このようなお気持ちはもう重々分かります。これは、おっしゃっていることは、詳しい

ことは消防長に今説明させますけれども、重要なことをごさいます、この筑西広域一体ということを考えれば、今おっしゃったことは慎重に考えていかななくてはならないと思っております。年数からも行って、あるいは、順番と言うとちょっと私も自分で言っておきながらおかしいのですが、全体的に筑西広域を考えなくてははいけませんので、そういう意味では配置問題はしっかりと副管理者等共々しっかりと打合せして考えていきたいと思っております。

以上でございます。詳しいことは消防長のほうで。

○議長（増淵慎治君） 内田消防長。

○消防本部消防長（内田昭彦君） 追加でお話しさせていただきます。

消防本部の管理する消防庁舎の現況でございますけれども、これは庁舎数は10庁舎でございます。そのうち平成11年3月に竣工した消防本部筑西消防署の併用庁舎、それと令和2年7月に竣工した筑西消防署の川島分署、この2庁舎を除く8庁舎、これに関しては老朽化が激しくて、狭隘であり、消防車両や人員の配置、執務環境に課題を抱えているというところでございます。

よって、消防本部といたしましては、必要な修繕を施して長寿命化を図りながら、火災や救急など圏域内の消防業務の需要分析と将来予測を勘案した上で、庁舎の数や位置、消防車両、人員など消防力の適正配置を念頭に置いて計画的に庁舎を更新するということとしてございます。

その計画的事業の一環としまして、構成市及び広域議会をはじめ多くの方々のご理解の下、消防需要が高いにもかかわらず、庁舎の規模から消防車両や人員の配置に難のあった川島出張所の分署化での移転新築事業の達成や、東日本大震災後の仮設のプレハブ庁舎において消防隊と救急隊を兼務運用しておりました大和分署と、狭隘で老朽化の著しい桜川消防署との消防力を集約した統合庁舎移転事業が令和6年度の竣工を目指して、本年度設計業務を完了し、次年度から庁舎本体工事着工の段階となっております。

桜川消防署以降の庁舎整備につきましてでございますけれども、これまでの庁舎整備事業と関連する計画との整合を図り、実施してまいりたいと考えております。また、令和2年度事業といたしまして、一般財団法人消防防災科学センターというところに筑西広域の消防力の調査を委託してございます。それを取りまとめた筑西広域市町村圏事務組合消防本部における常備消防力適正配置調査報告書、これを勘案しまして、結城消防署結城南出張所、関城分署、明野分署、協和分署、真壁分署の6庁舎の再編等を含む合理的かつ妥当性のある消防体制を見据えた上で、構成市や関係機関にご相談、ご理解をいただきながら、庁舎建設事業を計画して今後も継続して展開していくとしております。

こうしたことから、結城消防署の移転につきましては、これから事業化を検討していくということとなっております。ご理解とご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（増淵慎治君） 大里克友君。

○7番（大里克友君） 3回目は質問ではなくて、先ほど答弁のほういただきまして、10か年計画に

入るとか、そういった確約的な答弁はいただけなかったのですけれども、前向きな答弁はいただいたと、そのように感じております。

そのような中で、結城市のほうなのですけれども、市役所のほうが南のほうに移転新築のほうをしまして、大分北部市街地と南の住宅分布、そういったものも変わってきておりますし、10年、15年後になりますと、今、東側の3418号線という県道の整備のほうも進んでくる、そういったこともありますので、市街地に、中心部分に土地の確保というのも遅くなれば遅くなるほど難しくなってきてしまうのではないのかなと、そういった懸念もあるわけでありますので、ぜひ副管理者のほうと話をさせていただいて、今後とも進めいただければと思っております。ありがとうございました。

以上です。

○議長（増淵慎治君） 次に、6番、稲川新二君。

〔6番 稲川新二君登壇〕

○6番（稲川新二君） 筑西市の稲川です。よろしくお願ひいたします。

まず、新型コロナウイルス感染症についてお伺いしていきたいと思いますが、中国の武漢で発生が認められもう2年余がたつわけでございますけれども、現在第6波、そのほとんどがオミクロン変異体、変異株ではなく変異体というそうですけれども、置き換わって猛威を振るっているところでございます。連日この広域圏内でも何十人もの感染者を出しているという報告がございますが、そういった新型コロナウイルス感染症が疑われる患者といいましようか、利用者の方の搬送時の対応についてお伺いしたいと思ひます。それと、搬送後陽性が確認されたときの関わった署員の、職員の対応についてお伺いしたいと思ひます。

あとは質問席において質問したいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（増淵慎治君） 稲川新二君の質問に答弁願ひます。

内田消防長。

○消防本部消防長（内田昭彦君） 稲川議員のご質問にお答えいたします。

救急隊員には現在全ての救急出場において新型コロナウイルス感染症を疑い、感染対策の徹底を図るよう指示しております。救急隊の感染対策といたしましては、感染防止衣とゴーグル、マスク、それとグローブの着用が標準装備となっております。また、傷病者にコロナを疑う症状がある場合や心肺停止を疑う事案に関しましては、より感染リスクの低いN95マスクを着用することを義務づけております。さらに、救急車内の換気を実施し、可能であれば傷病者にマスクの着用をしていただいたり、手指の消毒をしていただくという対策をしております。

次に、現在のところ搬送後に傷病者の陽性が確認されたという事案は16件発生しております。この中で救急隊員が感染した事例というのはまだございません。ただし、傷病者がマスクをしていなかった、あるいは隊員のマスクが外れてしまい飛沫を浴びてしまったなどと予期せぬ事態が発生した場合には、保健所の指示をいただいて自宅待機をさせ、PCR検査を実施するという対応をしております。

以上でございます。

○議長（増淵慎治君） 稲川新二君。

○6番（稲川新二君） ありがとうございます。今の答弁の中で次の質問の答えも多少入っていたのかなと思いますけれども、コロナウイルスが出てから一般の方の対応について影響があったのかなという感じがするのですけれども、一般の方の対応も何か今のご答弁で同じような防護対策をしていらっしゃるのかなと思いますけれども、そういった影響についてお伺いいたします。

○議長（増淵慎治君） 内田消防長。

○消防本部消防長（内田昭彦君） お答えいたします。

一般救急搬送への影響についてということによろしいかと思っておりますけれども、令和3年2月4日から受入れ回数、受入れ照会回数、病院に電話する回数、これが8回以上、または現場滞在時間が60分以上のどちらかに該当した事案を搬送困難症例として県に報告しております。それによりますと、該当する事案が毎月平均1、2件でございましたけれども、第5波の令和3年8月には5件、第6波の本年1月、先月には9件発生しております。現在まで搬送ができなかったという事案は発生していませんけれども、コロナ感染症患者が増加すると感染搬送困難症例は増加が考えられます。それに伴い救急隊1隊の活動時間が延伸することによって活動全体に影響が出るというおそれもございます。特に現在は軽症、中等症の感染患者が管内医療機関に入院しているという状況であることから、今後通常の救急の受入れにつきましても影響が出ることは十分考えられます。

なお、日中の保健所からの依頼のある感染者の移送業務に関しましては、消防本部日勤職員において予備救急車を使用して出場する体制を取っている状況でございます。

以上でございます。

○議長（増淵慎治君） 稲川新二君。

○6番（稲川新二君） 限られた人数の中で本当にリスクをしょって対応なさっている、それでコロナですからなかなか一般の方への搬送にも影響が出かねないということでしょうけれども、本当にご苦労なさっているところですが、今後ともご自愛なさっていただいて、市民の安心、安全のために頑張っていただければと思います。

それで、先ほど管理者の招集挨拶にもございましたけれども、組合の役割というところで、市民の広域圏内の皆様の重要なインフラを担っているというところ、ごみ処分場、環境センターが止まってしまっても大変ですし、火葬場が止まっても大変な騒ぎになると思いますけれども、そういった組合全体の施設としての取組のほうをお聞きしたいと思っております。

○議長（増淵慎治君） 築田事務局長。

○事務局長（築田貴司君） 稲川議員さんのご質問にお答えいたします。

組合全体のコロナ対策ということでございますが、感染が拡大し始めた令和元年度から、基本的には厚生労働省とそれから当組合の共同処理事務を担当する省庁が発信するガイドラインに基づきまし

て、基本的には3密の回避、マスクの着用の徹底、出勤の取扱いに関する周知徹底などに努めてまいりました。それに加えまして、当組合の施設ではそれぞれ職員数、それから勤務形態、それから職場環境がかなり違いますので、それぞれ部署別にルールを設けて対応してきたところでございます。また、筑西遊湯館に関しましては、地域の感染状況に照らして、あけの元気館と連携する形で臨時休業等の措置を取ってきたところでございます。おかげさまで現在まで当組合の事業所において集団感染等は発生しておりません。

しかし、新型コロナウイルスのオミクロン変異体ですか、が全国的に今猛威を振るっておりますので、そのような状況下でも当組合の担当する共同処理事務はどれも市民生活に欠かせないものでございますので、今後濃厚接触者の待機期間中や、それから感染者が出た場合の治療解除までの期間においても事業を継続できるよう、職員の欠員に関しては早急かつ柔軟に対応できる体制で臨んでまいり所存でございます。

○議長（増淵慎治君） 稲川新二君。

○6番（稲川新二君） もう一度念を押してお聞きしますけれども、組合の施設においてはコロナが発生しても継続して業務のほうを滞りなく進められるということによろしいでしょうか。

○議長（増淵慎治君） 築田事務局長。

○事務局長（築田貴司君） 現在の例えば環境センターに関しましては、プラントメーカーによる運転管理が行われております。プラントメーカーのほうでは、もし感染者が出た場合にはそっくり人員シフトを交代する、そういったかなり重い対策を初期から取っております。それから、きぬ聖苑に関しましては、これは厚生労働省で定めておりました火葬業務に関するガイドライン、そういったもの、これは新型コロナウイルスではなくて、それ以前の新型インフルエンザの当時から24時間以内に火葬するでありますとか、必ず納体専用の袋に収めて火葬するとか、そういった基準に従って行っております。今の現状では共同処理事務が停止することはないと考えております。

○議長（増淵慎治君） 稲川新二君。

○6番（稲川新二君） ありがとうございます。今、火葬場のお話がありましたけれども、以前コロナが発生した当時は亡くなくても会えないみたいな話もあったのですが、今現在はどのようなのですか。

○議長（増淵慎治君） 築田事務局長。

○事務局長（築田貴司君） 確かに当初はご家族が最期に遺影を、ご遺族が会えないまま火葬されたとか、そういう悲しいニュースが多々あったかと思っております。これは、ガイドラインにのっとって火葬した場合、一番厳しい措置だったと思っておりますが、このきぬ聖苑におきましても、コロナ感染者の火葬を行ったという報告は何件か上がってきております。ただ、プライバシーの関係がございまして、当区域圏内に住所等はあったという私のほうでは報告は受けておりませんが、その後いろいろなその実例が重なりましたので、ご遺体から飛沫感染する可能性は少ないと、そういったことで最期にお顔

を見ると、そのくらいの接触は可能なのではないかと、そういった柔軟な対応で今は行っている状況でございます。

○議長（増淵慎治君） 稲川新二君。

○6番（稲川新二君） 分かりました。

次に移りたいと思います。AEDの設置についてお聞きいたします。AED、自動体外式除細動器と言われるものですが、平成16年7月より一般の方が使用できるようになりました。それで、当組合の施設において設置状況についてお伺いいたします。

○議長（増淵慎治君） 築田事務局長。

○事務局長（築田貴司君） それでは、消防以外の部分についてお答えいたします。

管理者部局の施設につきましては、筑西遊湯館に2台、県西総合公園、環境センター及びきぬ聖苑にはそれぞれ1台ずつが配置されております。

以上です。

○議長（増淵慎治君） 内田消防長。

○消防本部消防長（内田昭彦君） お答えいたします。

消防本部では10の署所全てにAEDを1台設置してございます。この各署所にあるAEDは、近隣で発生した事案や来庁者が突然倒れてしまった場合などに、AEDが必要な場合に対応するために設置してございます。また、救急隊が出場中で他の署所からの救急出場となった場合、ポンプ隊が先行して出動するという場合がございますけれども、そのときには庁舎のAEDを持参し有効に活用しているところでございます。

そのほか、当然でございますけれども、救急車11台全てに搭載しておりますけれども、このAEDにつきましては、傷病者の状態に応じて救急隊員が心電図を見て解析のタイミングを選択することができるという半自動式の除細動器でございます、これは救急隊員が使用するものでございます。

以上でございます。

○議長（増淵慎治君） 稲川新二君。

○6番（稲川新二君） 広域圏内の各自治体でも大きなイベントなんかがあると思うのですが、そういったときの対応なんかはどうかしているのでしょうか。

○議長（増淵慎治君） 内田消防長。

○消防本部消防長（内田昭彦君） お答えいたします。

現在はコロナの影響でイベントや大会が中止、延期を余儀なくされているところでございますけれども、以前は構成3市のマラソン大会におきましてAEDをすぐに使用できることを目的に、消防職員が救護ランナーとして参加したということがございます。また、大相撲の巡業であったり、茨城国体などの行事では救急車を待機させ対応したという実績もございます。

以上でございます。

○議長（増淵慎治君） 稲川新二君。

○6番（稲川新二君） AEDについてはなぜ質問に至ったかといいますと、私は個人的に野球の審判なんかをしていて、保護者の皆さんによく野球のボールが胸に当たって、心臓振盪なんていう言い方するそうです、脳振盪みたいな言い方で心臓振盪みたいな言い方するそうですけれども、そういったときにAEDって各グラウンドに置けないのかななんていう話を受けてこういった質問に至ったのですが、調べてみますと、結城市と筑西市では貸出しを行っているそうです。桜川市においても、ホームページで調べた限りでは貸出しについては触れていなかったのですが、各施設に設置してあるよというようなことは確認できました。

ただ、その各自治体、土浦消防署なんかは貸出しも行っているようなものもお聞きしたこともあります。その貸し出す要件の中に必ず含まれるのがAEDに対して講習を行った者という記述があるのです。それに対して現在そういった講習についてはどのようなことをなさっているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（増淵慎治君） 内田消防長。

○消防本部消防長（内田昭彦君） お答えいたします。

AEDの取扱講習につきましては、通常救急講習会の中において実施しております。講習会の開催につきましては、現在コロナの感染状況を踏まえ、茨城県コロナ対策指針に基づき、ステージ3以上で中止、ステージ2以下では、参加人員や開催場所、開催時間に制限を設けるなどして、感染防止対策を講じて実施しているところでございます。残念ながら現在はステージ3でありまして、さらにまん延防止等重点措置が発令されておりますから中止としておりますけれども、今後も感染状況をよく見極めた上で、感染防止対策に努めながら開催していきたいと考えております。

また、講習会は開催できないという現状でございますけれども、コロナに対応した胸骨圧迫の方法やAEDの取扱方法について紹介する15分程度の動画を当消防本部で作成しまして、組合のホームページに掲載しております。そのほか去年はケーブルテレビで放送していただくなど、コロナ禍における普及啓発活動を行っている状況でございます。

以上でございます。

○議長（増淵慎治君） 稲川新二君。

○6番（稲川新二君） 突然の心停止ですか、によって命を落とされる方は本当に多いそうなのですが、一説には胸部のマッサージ、それとAEDを組み合わせることによってその半数以上が助かるようなことも言われております。ここに首長さんいらっしゃいますので、ぜひ貸し出すAEDも数は限られていると思うのですが、例えば土日使われていない施設なんかのAEDを利用して、例えばスポーツ少年団であったりとか各スポーツ団体の方へそういったAED貸し出せるよというもう少しアピールをしていただいて、保護者の不安を取り除いていただければなという思いであります。

最後に、本当にリスクをしょってコロナ対策を行っている関係者の皆様にエールを贈りまして、私

の質問終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（増淵慎治君） 以上で一般質問を終わります。

◎報告第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（増淵慎治君） 次に、日程第3、報告第1号 処分事件報告についてを上程いたします。
直ちに説明を求めます。

築田事務局長。

〔事務局長 築田貴司君登壇〕

○事務局長（築田貴司君） それでは、ご説明申し上げます。

報告第1号 処分事件報告について。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された下記事件を処分したので、同条第2項の規定により報告する。

和解に関すること及び損害賠償の額を定めることについて（令和4年1月28日処分）。

次のページをお開き下さい。2ページ目が専決処分書の写しになっております。専決処分書。地方自治法第180条第1項の規定により、別記事件に関し相手方と和解し、損害賠償の額を定めることについて下記のとおり専決処分する。令和4年1月28日。1、相手方、結城市在住個人。2、和解の方法、本組合は、前項の相手方と示談し、事故の損害賠償金を支払うことをもって和解するものとする。損害賠償の額、17万3,899円。

3ページに事故の概要が記載されてございます。事故の種類、物損事故。事故の相手方は、結城市在住個人です。事故の概要ですが、令和3年10月20日午前9時50分頃、環境センター内の案内看板が倒れ、ごみを捨てるためバックで停車中の相手方車両に接触し、助手席側リアバンパーを損傷した。なお、当該事故の過失割合は、当組合10割であります。環境センターに個人でごみを搬入された経験のある方は御存じだと思いますが、まず車ごと重さを測った後に建物の中に入ってごみを下ろすステージで不燃ごみ、可燃ごみなどを分けて下ろしていただくようになっております。この日は風が非常に強く、今回の事故は案内看板が風にあおられて倒れたものです。これまで建屋内でこのような事故はありませんでしたが、今後このような事故が再発しないよう、現在は必要性のない看板を撤去し、また工具類なども見直して撤去するようにいたしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（増淵慎治君） 以上で説明を終わります。

質疑を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（増淵慎治君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は討論を省略し、直ちに採決したいと存じますが、これにご異議ございま

せんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（増淵慎治君） ご異議なしと認め、採決をいたします。

報告第1号 処分事件報告について、報告のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（増淵慎治君） 起立全員。よって、本件は報告のとおり承認されました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（増淵慎治君） 次に、日程第4、議案第1号 令和3年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第3号）を上程いたします。

直ちに説明を求めます。

築田事務局長。

〔事務局長 築田貴司君登壇〕

○事務局長（築田貴司君） 議案第1号 令和3年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第3号）。

令和3年度筑西広域市町村圏事務組合の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,880万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億7,081万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

今回の補正予算の概要ですが、主要な目的が2点ございます。1点目は、ごみ処理施設の基幹的設備改良工事について、工事費の確定に伴う5年間の年割額の変更です。2点目は、各種事業の事業費確定に伴う精算補正でございます。

それでは、主立った部分を説明いたします。6ページ、7ページをお願いいたします。第2表 継続費補正です。これは、環境センターにおけるごみ処理施設基幹的設備改良工事請負契約の締結について、昨年7月に開催されました令和3年第1回臨時会において議決いただき、契約額が確定したこと、併せましてこの工事の施工監理業務委託契約額も確定したことに伴い、各年度の年割額を変更するものです。

その下、第3表 地方債補正は、補助事業及び起債事業の事業費確定に伴う精算補正で、それぞれの限度額を変更するものです。

次に、12ページ、13ページをお開き下さい。2、歳入です。款3 国庫支出金、項1 国庫補助金、目1 衛生費国庫補助金では110万4,000円の減額、これは、右の説明欄にありますとおり、環境センターの基幹的設備改良事業費の確定に伴いまして、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金が減額になったものです。

次に、款8項1 組合債で3,770万円の減額につきましては、その下の目2 衛生債において、環境センターの基幹的設備改良事業の工事費、施工監理料及び工事に必要な可燃ごみストックヤード建設費がそれぞれ確定したことに伴う2,440万円の減額、さらに目3 消防債において、消防本部空調設備更新工事、結城消防署搬送車購入及び桜川消防署庁舎建設業務委託料の確定に伴う1,330万円の減額で、合計3,770万円の減額となっております。

次に、14ページ、15ページをお願いいたします。3、歳出です。款4 衛生費、項2 清掃費、目2 ごみ処理施設費では3,308万9,000円の減額です。内容といたしましては、右の説明欄にございますとおり、ごみ処理施設基幹的設備改良事業のうち、設計・監理委託料で72万6,000円の減額、次の工事請負費では、基幹的設備改良工事費で313万5,000円、ストックヤード建設工事費で2,922万8,000円の減額で、合わせまして3,236万3,000円の減額となります。全て契約締結による額の確定に伴う減額です。

款5項1 消防費1,828万円の減額は、目1 消防総務費で406万1,000円の減額、これは各事業費の契約額の確定に伴うもので、消防運営事務費の工事請負費で、消防庁舎3階系統空調設備更新工事が279万4,000円、消防車両購入事業において126万7,000円を減額するものです。

目3 消防庁舎建設費では、桜川消防署庁舎建設事業の基本設計及び実施設計業務委託料の契約額の確定に伴い1,421万9,000円を減額いたします。

款8項1 目1 予備費では、環境センターの基幹的設備改良事業、消防運営事務費、消防車両購入事業及び桜川消防署庁舎建設事業における事業費の確定に伴い精算した結果、一般財源が減額されたことから、予備費の増額で対応させていただくものです。

以上で説明終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（増淵慎治君） 以上で説明を終わります。

質疑を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（増淵慎治君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（増淵慎治君） 異議なしと認め、採決いたします。

議案第1号 令和3年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（増淵慎治君） 起立全員。よって、本案は可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時55分

再開 午後 3時10分

○議長（増淵慎治君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第2号、議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（増淵慎治君） 次に、日程第5、議案第2号 筑西広域市町村圏事務組合廃棄物処理手数料徴収等条例の一部改正について及び議案第3号 筑西広域市町村圏事務組合職員定数条例の一部を改正する条例について2案を一括上程いたします。

直ちに説明を求めます。

まず、議案第2号について、築田事務局長。

〔事務局長 築田貴司君登壇〕

○事務局長（築田貴司君） 議案第2号 筑西広域市町村圏事務組合廃棄物処理手数料徴収等条例の一部改正について。標記について次のとおり提出する。

今回の改正は、市民の皆様が環境センターへごみを搬入する際に徴収させていただいておりますごみ処理手数料の金額に関する規定の改正です。環境センターへ個人でごみを搬入する場合、家庭生活に伴って出たごみは10キロで100円、事業活動に伴って出たごみは10キロで200円の手数料をいただいております。その際なのですが、1日に数件ほど10キロ未満のごく少量のごみを持ち込まれるケースがあり、その場合は計量システムの関係で手数料がゼロ円と表示されます。この点につきまして、平成30年度に監査委員から受益者負担の公平性に関わるので是正すべきだとのご指摘を受けておりました。たとえ少量のごみでありましても、受入れの時点で計量し、安全に配慮しながら誘導、さらに年末などの混雑時には人員を配置して交通整理を行うなど処理経費がかかっておりますので、本来は10キロに満たない場合でも最低の手数料は徴収すべきだとのご指摘を受けておりました。そのため、計量システムの改修を検討いたしましたが、当時は費用の問題と計量法に基づく法定検査を受ける必要が生じること、また施行期日に合わせてシステムを改修することが困難であるとの理由からこの件は見送られておりました。

しかし、今年度の定期監査におきまして再度同じご指摘があったため改めて担当業者に確認をしたところ、経費をかけずに計量システムの設定変更が可能で、法定検査の対象外と確認されたため、条

例に10キロ以下のごみに係る手数料についての規定を加えるものです。

めくっていただいて2ページ、3ページをお願いいたします。3ページが新旧対照表になっておりますので、こちらをご覧ください。第2条第1項は、関係市による委託収集業者及び事業系一般廃棄物の収集許可業者に関する処理手数料についての規定です。いわゆるパッカー車での搬入がほとんどですので、通常10キロに満たない搬入はありませんので、今回改正の必要はございません。

続く第2項では、第1項以外の一般廃棄物、つまり市民の方がご自分でごみを搬入する場合を想定した手数料が規定されております。右側の旧、今現在の状況ですと、10キログラムにつき200円または100円と規定しておりますが、この表記を左側の新しい表記で、まず10キログラムまでとして、10キログラム以下の手数料を規定し、さらに以降10キログラムにつきとして、10キログラムごとの手数料が加算されるように改正するものです。

なお、この条例の施行日は、令和4年4月1日からといたします。

以上で説明を終わります。

○議長（増淵慎治君） 続いて、議案第3号について、内田消防長。

〔消防本部消防長 内田昭彦君登壇〕

○消防本部消防長（内田昭彦君） 消防長の内田でございます。よろしく申し上げます。

議案第3号 筑西広域市町村圏事務組合職員定数条例の一部改正についてご説明いたします。

2ページ、3ページをお開き願います。筑西広域市町村圏事務組合職員定数条例第2条第2号中、消防職員「300人」を「330人」に改めるものでございます。

改正理由についてご説明させていただきます。当消防本部では現在18歳から30歳代前半の職員数が全体の半数を占め、50歳を超える職員が1割に満たない年齢構成の不均衡な状況にあります。この不均衡は職員の急激な高齢化と若年化を生じさせ、財政面においても急激な人件費の高騰と低落を引き起こすということになります。また、退職する職員が極端に少ない世代に突入しており、加えて定年退職する職員の年金支給までの雇用確保を目的とした再任用制度や、令和5年4月1日に施行される段階的な職員の定年延長制度により退職する職員が発生せず、定数上の欠員が生じないこととなり、現行の職員定数では新規職員の採用も継続できず、年齢構成の不均衡を助長する状況となります。

さらに、加齢に伴う身体機能の低下が職務遂行に支障を来すおそれのある消防職において、定年延長により増加する高齢期職員の技術、経験を最大限利用しつつ、体力面を配慮した部門を新設して任用することが必要であり、そのための人員確保も急務となってまいります。

こうしたことから、長期的視野に立った職員の年齢構成の平準化を実現し、どの世代においても常に一定の消防力を確保するとともに、高齢期職員の能力を最大限有効に活用することなど総合的に勘案した結果、定数300人を330人に改正する必要があると判断したものでございます。

改正後の職員採用計画でございますけれども、4ページ、参考資料をご覧ください。年度別の退職職員数、新規採用職員数、総職員数を一覧表にしております。この表のとおり、急激な人件費上昇によ

る財政負担や年齢構成の平準化、さらに職員採用の継続を考慮いたしまして、当面毎年の新規採用人数は4人を基本とし、職員数が330人に達するのは令和16年度となる見込みでございます。

ただし、中途退職者が発生するなど年度別の退職職員数に変動があった場合には、新規採用職員数にも変動が生じる場合があることを申し添えます。

最後に、附則といたしまして、条例の施行日を令和4年4月1日とするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（増淵慎治君） 以上で説明を終わります。

質疑を願います。

3番、石嶋 巖君。

[3番 石嶋 巖君登壇]

○3番（石嶋 巖君） 3番、石嶋 巖。議案第2号、第3号について質問します。

第2号のほうなのですが、先ほど説明いただいたのですが、10キロ未満で手数料ゼロということで、それで不具合があったということなのですが、監査報告見ても地域ごとにばらつきがあるというような記述があったかと思うのですが、その辺のところ、それと10キロ未満の件数も先ほどの説明ではそんなに多くなかったのかなというふうに受け止めたのですが、その辺のところと、新しく改正することによって今までの矛盾が整理できるのかどうか、その点についてまずはお聞きいたします。

○議長（増淵慎治君） この際、申し上げます。質疑については3回まで、答弁を含め30分以内いたしますので、よろしく申し上げます。

それでは、石嶋 巖君の1回目の質疑に答弁を願います。

築田事務局長。

○事務局長（築田貴司君） まず、この10キロ未満ゼロ円になるケースの件数ですけれども、一応現場のほうから報告を受けておりますのは、平均すると1日に3件、月に大体60件ぐらいというような報告を受けております。私も以前計量室に勤務した経験がございましたけれども、主に近隣の方が多いような印象は持っております。

以上です。

○議長（増淵慎治君） 石嶋 巖君。

○3番（石嶋 巖君） では、近隣の方が多いということなのですが、それで改正することによって今までの問題とか矛盾が整理できるのかどうか、さらに、より公平性が実現できたかどうかということについてお伺いいたします。

それと、議長いいですか、第3号にして、2回目ということで。

○議長（増淵慎治君） はい。

○3番（石嶋 巖君） 消防署員の30名の増員については賛成いたします。それで、先ほども増員の理由について細かに説明いただいて、本当によく理解できました。そのうち女性職員の採用について

どうお考えになっているのか、併せてお伺いいたします。

○議長（増淵慎治君） まず最初に、築田事務局長。

○事務局長（築田貴司君） 1回目の質問で受けていただきました件につきまして大変失礼いたしました。この改正によりまして、たとえ10キロ未満、軽量であっても、一度搬入して投入するという手数がかかっておりますので、その部分について一番少ない100円という手数料を徴収するということとなりますので、これによって公平性が保たれるのだと考えております。

以上です。

○議長（増淵慎治君） 内田消防長。

○消防本部消防長（内田昭彦君） お答えいたします。

女性職員に関しましては、現在4名の職員が採用されている状況でございまして、令和3年度の採用試験で1名採用が決まっております、5名となる予定でございます。そして、採用につきましては、一般の競争試験を受験していただき採用に至っているわけでございますけれども、今後は女性職員の働き場所、そして筑西消防署、新しくなった川島分署、それと現在建築中の桜川消防署、こちらに女性職員の働く環境を整えますので、正確な競争試験の下、採用は実施していきたいと考えているところです。

以上です。

○議長（増淵慎治君） 石嶋 巖君。

○3番（石嶋 巖君） 最後の質問になります。

公平性が保たれるということで、意外と市民の皆さんは決められた曜日に決められた収集所に持って行ってということをやっていると思うのですが、それ以外に持ち込むということで、それらについても市民の皆さんにご理解いただけるのかなと受け止めました。あと減量化の取組なんかも必要なというふうに答弁で感じました。

それと、消防署員の増員、これは16年ということで目標がありますけれども、毎年4人ということでこの計画表にありますが、女性の採用、雇用について消防長のほうから説明がありまして、さらにその点は力を入れていただきたいということを強調して、質問を終わります。

○議長（増淵慎治君） ほかに。

7番、大里克友君。

〔7番 大里克友君登壇〕

○7番（大里克友君） 議案第3号の定数条例の改正について2点ほどお伺いをしたいと思います。

先ほど説明の中で年齢構成の平準化ということが説明がありました。そして、若い30未満の方ですか、半数を占めているということなのですかけれども、これは今までの間こういったことを是正しようとされてこなかったのか、ちょっとそこら辺を教えてくださいたいと思います。

それとなのですが、4ページの参考資料のほうの新規採用職員のほうなのですが、これは4

名ずつ採っていくということでもいいのですよね、これから新規採用。これ高卒の方であったり、大卒の方であったりいろんな方がいると思うのです。消防士になりたくて、浪人して何度も何度も試験を受ける、そういった方もいると思うのですけれども、これ年齢構成の平準化といったときにこういった採用のほうの条件みたいのもつけられるのか、ちょっとその辺のお話をお願いしたいと思います。

○議長（増淵慎治君） それでは、大里克友君の1回目の質問に答弁願います。

内田消防長。

○消防本部消防長（内田昭彦君） お答えいたします。

まず、広域発足後に大量採用された職員が定年退職を終えまして、大量の新規採用を行ったことにより不均衡は生じたわけでございます。しかしながら、これは警防要員を確保するためには、大量退職があった場合には大量の採用をしなければ救急、火災に対応する警防要員を確保ができないということで現在まで来たわけでございます。やはりこの是正をするためには、条例定数を拡大いたしまして、平均的に新規採用者を採用していくということで取り組むとしたものでございます。

それと、2つ目の質問ですけれども、当然高卒者、大卒者という年齢が受験するわけでございますけれども、ほかの組織、消防本部の情報でありますけれども、これは今年は新卒者のみ採用するとか、そういう方策を取っている自治体もございまして、その辺は検討に値するものかなと思っております。ただ、今のところは一般の平均した競争試験を実施して4名の採用としていきたいと考えているところです。

以上です。

○議長（増淵慎治君） 大里克友君。

○7番（大里克友君） 平準化して今後こういったことで取り組んでいくということで説明分かりました。採決の参考にさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（増淵慎治君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（増淵慎治君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本2案は討論を省略し、直ちに採決したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（増淵慎治君） ご異議なしと認め、逐条採決いたします。

まず、議案第2号 筑西広域市町村圏事務組合廃棄物手数料徴収等条例の一部改正について、原案のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（増淵慎治君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 筑西広域市町村圏事務組合職員定数条例の一部改正について、原案のとおり賛

成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（増淵慎治君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（増淵慎治君） 次に、日程第6、議案第4号 令和4年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計予算を上程いたします。

直ちに説明を求めます。

築田事務局長。

[事務局長 築田貴司君登壇]

○事務局長（築田貴司君） 議案の説明に入ります前に、この令和4年度予算の策定に当たりましては、共同処理事務を継続するために必要な施設の延命化工事、公共サービスのさらなる充実に向けた施設の整備等につきまして、その必要性を精査し、関係市にご相談申し上げながら進めてまいりました。また、新型コロナウイルス感染症によって社会全体が混乱、疲弊している状況下におきまして、逼迫する関係市の財政状況を踏まえ、国庫補助金や地方債を活用し、分賦金の増加を最小限に抑制するよう努力してまいりました。

それでは、表紙を含め4枚めくっていただいて1ページをお開き下さい。

議案第4号 令和4年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計予算。

令和4年度筑西広域市町村圏事務組合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ101億4,414万1,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（継続費）

第2条 地方自治法第212条第1項に規定する継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

（一時借入金）

第4条 地方自治法第235条の3第2項に規定する一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。

（歳出予算の流用）

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1)、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

まず、令和4年度予算の全体の概要をご説明させていただきます。恐縮ですが、2枚戻って予算総括表をご覧ください。令和4年度予算総括表でございます。本年度予算額、令和4年度予算額は101億4,414万1,000円、前年度と比較いたしますと39億8,827万7,000円、64.8%の増となっております。令和2年度の予算のときも環境センターし尿処理施設及びリサイクルプラザの基幹的設備改良事業が重なったことから前年度比46.6%の増となった経緯がございましたが、今回は環境センターのごみ焼却施設における基幹的設備改良工事が本格的に開始されたこと、また消防費において桜川消防署庁舎建設事業が始まったことによりこのような形となりました。

その下の分賦金負担割合では、(2)、清掃費において基幹的設備改良事業費を追加しております。一番下の欄です。今後ごみ処理施設の基幹的設備改良事業が令和7年度まで続きますので、個別に表記することといたしました。負担割合は、し尿処理施設費、ごみ処理施設費に準じた形となっております。

では、次のページをお願いいたします。分賦金の一覧表でございます。下のほう太い線の中が合計額で、前年度と上段、下段で対比できるようになっております。結城市は14億8,576万3,000円、26.3%の増、筑西市は31億39万3,000円、25.2%の増、桜川市は12億1,347万9,000円、19.2%の増となっております。増額の主な理由は、環境センターのごみ処理施設基幹的設備改良工事、桜川消防署庁舎建設事業によるものですが、このような大規模な事業予算を計上するに当たりまして、関係市の厳しい財政状況に鑑み、全ての費目において整備工事などの緊急性を精査し、また国庫補助金や起債などを活用することで分賦金の増額を極力抑制するよう努力いたしました。

区分別の主なものといたしましては、消防費が28億6,739万円で、分賦金全体の49.4%、次いで清掃費が24億3,911万6,000円で、全体の42%、この2つで全ての91.5%を占めております。また、歳入予算額に占める分賦金の割合ですが、国庫補助金や地方債を積極的に活用することにより、令和3年度は75.9%であったところ、今回は57.2%に抑えられております。

では、一般会計予算の概要に入らせていただきます。4ページをお願いいたします。第2表、継続費です。桜川消防署庁舎建設事業で、事業総額は16億700万円、令和4年度から令和6年度までの3か年事業として計画しております。

次に、第3表、地方債ですが、事業ごとに4件ございます。ごみ処理施設基幹的設備改良事業債は、環境センターごみ焼却施設の基幹的設備改良事業に係るもので、国の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の対象分が充当率90%、単独事業分が75%で、これらの合計が限度額となっております。

消防救急無線・指令センター共同整備事業債は、充当率100%、消防車両購入事業債は、水槽付消防ポンプ自動車及び高規格救急車の購入に係るもので、それぞれ充当率は90%、桜川消防署庁舎建設事業債は、充当率75%が限度額となっております。

次に、8ページ、9ページをお願いいたします。歳入歳出予算事項別明細書の2、歳入です。款1項1分賦金の前年度比は11億2,913万1,000円の増となっております。冒頭でご説明いたしましたとおり、環境センターのごみ処理施設基幹的設備改良工事と桜川消防署庁舎建設事業によるものです。

款2使用料及び手数料は、いまだ収束の兆しが見えない新型コロナウイルス感染症の影響による施設利用の減少を織り込んだ数字となっております。特に筑西遊湯館使用料は、今年度当初予算の9割程度といたしました。

10ページ、11ページをお願いいたします。款3国庫支出金は、ごみ処理施設の基幹的設備改良事業に対する二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金です。

款4県支出金は、県西総合公園の指定管理委託料、款5財産収入は、環境センターに隣接する最終処分場用地の土地貸付収入です。この2点はどちらも前年度と同額となっております。

款6繰越金は、今年度環境センターの突発的な故障に対処するため緊急修繕工事を実施したこと、またその間の処理能力低下に対処するため、ごみの一部を近隣のごみ処理施設に搬出したことなどを反映いたしまして、1億8,376万2,000円の減額となっております。

12ページ、13ページをお願いいたします。款7諸収入、項2目1雑入は、各施設における雑収入です。新型コロナウイルス感染症の影響による施設利用者の減、環境センターの基幹的設備改良事業に伴いましてプラント稼働率が低下することから、余剰電力売却益の減などが予想されておりますが、さきに基幹改良を終えましてリサイクルプラザにおける鉄くず等の売却単価が現在値上がりしております、約14%、1,664万円の増となっております。

14ページ、15ページをお願いいたします。款8組合債につきましては、4ページの第3表で説明させていただきましたので、省略させていただきます。

続いて、16ページ、17ページをお願いいたします。3、歳出です。款1項1目1議会費では、桜川消防庁舎建設事業等の進捗を考慮いたしまして、臨時会の回数を例年1回から2回に増やして計上しております。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、組合事務局に係る予算で、人件費が87.6%を占めており、職員の退職、異動などにより、前年度比で2,241万8,000円の減となっております。

18ページ、19ページをお願いいたします。目3筑西遊湯館費では、新型コロナウイルスによる歳入減に対応するため、需用費、委託費など全般的に歳出の削減を図る一方、より快適にご利用いただくために、竣工以来19年経過した空調機の更新工事を計上させていただいております。

款3土木費、項1公園費、目1県西総合公園費では、職員の退職に伴う人件費の減などにより、757万2,000円の減となっております。

20ページ、21ページをお願いいたします。款4衛生費、項1保健衛生費、目2病院群輪番制事業費は、前年度と同額です。

項2清掃費、目2し尿処理施設費では、基幹的設備改良事業、予備貯留槽設置工事が完了したこと

を受けまして、安定したし尿処理を確実に維持することを目的に、当初より予定しておりましたプラントメーカーによる包括運転維持管理業務を開始いたします。5年間の長期包括で、総額は7億6,197万円で、令和4年度は1億2,964万5,000円です。この業務にはこれまで組合が携わってきた工業薬品類の購入、維持補修工事の執行などが含まれておりますため、全体としては十分な費用対効果が見込まれております。今回は令和3年度と比較して1,957万3,000円の増となりましたが、これは予備貯留槽の設置により可能となりました各槽整備事業として、前年度に引き続き8,360万円が計上されていることによるもので、老朽化した地下貯留槽の防水塗装などを補修し、延命化を図ることを目的に2年計画で順次実施しております。令和4年度で主要な部分が整備を完了いたしますので、令和5年度以降は歳出が抑えられ、平準化する予定です。

22ページ、23ページをお願いいたします。目3ごみ処理施設費では、全体で9,155万2,000円の増となっております。ごみ処理施設の基幹的設備改良事業と並行して老朽化した灰溶融設備の広範囲な改修工事を実施し、今後の安定した稼働を図ることにより、当広域圏の資源循環型社会形成の推進と最終処分量の抑制に努めてまいります。

24ページ、25ページをお願いいたします。目4基幹的設備改良事業費では、令和3年度に設備機器の製作などを進めまして、令和4年度から本格的に着工いたします。事業費は、工事費31億9,222万4,000円、及び工事中にごみ処理能力が低下するため、圏域内で発生するごみの一部を外部に搬出するための費用5億3,575万3,000円などで、全体で38億2,246万円となります。歳出全体の約37.7%を占めておりますが、その財源といたしまして国庫支出金及び地方債を充てることにより、一般財源の比率を22.5%に抑制しております。

項3火葬場費、目1きぬ聖苑費では、新型コロナウイルス感染症の影響で小規模な葬儀が増えたことによる斎場使用料の歳入減を考慮し、歳出の抑制に努めるとともに、施設内の快適性を高めるために、老朽化したトイレなどの改修工事を計上させていただきました。

26ページ、27ページをお願いいたします。款5項1消防費、目1消防総務費では、令和3年度に消防本部庁舎の空調設備更新工事が完了したことなどにより、前年度に対し1億2,845万8,000円の減となりました。

28ページ、29ページをお願いいたします。目3消防庁舎建設費では、桜川消防署庁舎建設事業の着工に伴い、6億4,294万8,000円を計上させていただきました。先ほど継続費の部分でもご説明させていただきましたが、令和3年度に地質調査と設計が完了し、令和4年度から6年度までの3か年事業として建設を進めてまいります。

款7項1公債費は、前年度に対して1,530万5,000円の増でございます。新たに償還が開始されるものとして、し尿処理施設各槽整備事業で167万4,000円、桜川消防署庁舎建設事業で41万8,200円を計上しております。

30ページをお願いいたします。款8予備費は、前年度と変わりはありません。

以上が議案第4号 令和4年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計予算の概略でございます。駆け足の説明で大変恐縮でございますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（増淵慎治君） 以上で説明を終わります。

質疑を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（増淵慎治君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（増淵慎治君） ご異議なしと認め、採決いたします。

議案第4号 令和4年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計予算について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（増淵慎治君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案外報告 令和2年度筑西広域市町村圏事務組合継続費精算報告書（一般会計）

○議長（増淵慎治君） 次に、日程第7、議案外報告 令和2年度筑西広域市町村圏事務組合継続費精算報告書（一般会計）についての説明を願います。

築田事務局長。

〔事務局長 築田貴司君登壇〕

○事務局長（築田貴司君） 議案外報告 令和2年度筑西広域市町村圏事務組合継続費精算報告書についてご説明いたします。

2ページ、3ページをお開き下さい。この報告書は、昨年11月に開催されました令和3年第2回定例会において提出すべきものでしたが、決算資料に添付できなかったため、今回議案外報告という形で提出させていただきました。

内容は、令和2年度決算でご説明させていただきましたし尿処理施設基幹的設備改良事業と、筑西消防署川島分署建設事業の完了に伴う精算に係るものです。この内容につきましては、精算した不用額を関係市に返還するため、令和3年第2回定例会において補正予算（第2号）として議決をいただき、既に手続を進めているところでございます。3月の上旬には各市にお返しする予定ですので、ご承知おき下さいますようよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（増淵慎治君） 以上で説明を終わります。

◎閉会中の継続審査の申し出について

○議長（増淵慎治君） 次に、日程第8、閉会中の継続審査の申し出についてを上程いたします。

本件につきましては、お手元に配付してありますとおり、議会運営委員会委員長から継続審査の申出があったものであります。

お諮りいたします。本件について、委員長の申出のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（増淵慎治君） ご異議なしと認め、委員長の申出のとおり決しました。

◎閉会の宣告

○議長（増淵慎治君） 以上で、今定例会に付託された案件は全て議了いたしました。

これをもちまして、令和4年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会を閉会いたします。

閉 会 （午後 3時49分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

令和4年2月17日

議 長 増 渕 慎 治 ⑩

署 名 議 員 大 里 克 友 ⑩

署 名 議 員 林 悦 子 ⑩